

平成29年度

先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金 事業計画募集案内

栃木県では、県内中小企業の皆様が実施する「先端ものづくり産業」に係る研究開発等を支援するため、補助事業に係る事業計画の募集を行っております。

1 募集期間

平成29年4月17日(月)～平成29年5月22日(月) ※ 必着

2 事業計画を募集する補助制度の概要

(1) 補助金の名称

先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金

(2) 補助対象事業

中小企業者が行う先端ものづくり産業(注1)に係る製品の高付加価値化に関する研究開発等(注2)

※ 注1「先端ものづくり産業」とは、航空機・医療機器・次世代自動車をいいます。

注2「製品の高付加価値化に関する研究開発等」とは、新技術・新製品の開発、生産性の向上
品質・性能の向上に資する取組のほか、知事が特に認めたものをいいます。

(3) 補助対象者

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業並びに従業員の数が300人以下の企業で、県内に事業所を有する**中小企業**。ただし、みなし大企業は除きます。

(4) 補助対象経費

- ・原材料及び副資材の購入に要する経費
- ・機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費
- ・外注加工に要する経費（補助対象経費総額の50%以内）
- ・技術指導の受け入れに要する経費（補助対象経費総額の10%以内）
- ・研究開発等に直接従事する者の人件費（補助対象経費総額の20%以内）
- ・知的財産権に係る出願等に要する経費
- ・その他、知事が特に必要と認める経費

(5) 補助金額

2,000万円以内（補助下限額1,000万円）

(6) 補助率

1 / 2 以内

(7) 補助期間

平成29年度内

3 応募・問い合わせ

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 募集案内及び様式はホームページからダウンロードできます。
(URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/h29sentanmonohoiyo.html>)
- 募集案内を熟読の上、事業計画書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。
- 事業計画の内容等についての相談は随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。
栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 プロジェクト推進チーム
住所: 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁 本館6F 北側
電話: 028-623-3249 FAX: 028-623-3945

平成29年度ものづくり技術強化補助金 事業計画募集案内

栃木県では、県内中小企業者等の皆さまが行う新技術・新製品の研究開発を支援するため、補助事業に係る事業計画の募集を行っておりますので、奮ってご応募ください。

1 募集期間 平成29年4月17日（月）～平成29年5月22日（月）※必着

2 事業計画を募集する補助制度の概要

補助金枠	①共同研究枠	②フロンティア企業・ 経営革新計画承認企業枠	③小規模企業枠
補助対象事業	中小企業者等が企業、大学、工業高等専門学校及び公的試験研究機関が保有する開放特許又は研究成果を利用して行う新技術・新製品の共同研究開発	フロンティア企業が行う認証技術等に関する技術の高度化のための研究開発又は経営革新計画承認企業（製造業・ソフトウェア業のみ）が行う経営革新計画で承認された研究開発	小規模企業者が持続的な発展を図るため、経営資源を活用し自社製品の開発や自社技術の向上を目的に取り組む研究開発
補助対象者	資本金の額又は出資の総額が5億円未満で、県内に主たる事業所を有する企業	知事から「フロンティア企業」として認証を受けた企業又は製造業・ソフトウェア業で「経営革新計画」の承認を受けた企業	小規模企業者（従業員20人以下で、県内に主たる事業所を有する企業）
具体的要件	1 実施形態は、産学官、産学、産官、産産のいずれかであること。 なお、共同研究開発者は、所在地が県外でも可能。 2 「特許等」とは利用可能な特許、特許に準ずる技術などであること。また「特許等」の保有者は、申請者、共同研究者のいずれでも可能。	1 栃木県フロンティア企業認証・支援実施要綱に基づき、知事から認証を受け認証期間内で完了すること。 2 中小企業等経営強化法第8条の規定に基づき、承認を受けた経営革新計画に従って研究を行い、承認された計画内で完了すること。	「自社製品」とは、従来品や他社製品に対し、機能、性能等で優位性を有している製品・部品
補助金額	100万円以上 1,000万円以内		100万円以上 300万円以内
補助率	1 / 2 以内		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料及び副資材の購入に要する経費 ・ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費（分析等機械装置は50万円未満） ・ 外注加工に要する経費（補助対象経費総額の50%以内） ・ 技術指導の受け入れに要する経費（補助対象経費総額の10%以内） ・ 補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費《共同研究枠のみ対象》（補助対象経費総額の15%以内） ・ 研究開発に直接従事する者の人件費：ソフトウェア開発に限る（補助対象経費は400万円以内） ・ 知的財産権に係る出願等に要する経費 ・ その他、知事が特に必要と認める経費 <p>※上記経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外</p>		
補助期間	1年以内（当該年度内）		

3 応募・問い合わせ先

・ 募集案内及び申請様式はホームページからダウンロードできますので、募集案内を熟読の上、申請書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。

ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/index.html>

・ 事業計画の内容等についての相談は随時受け付けますのでお気軽にお問い合わせください。

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館6F ☎：028(623)3192 FAX：028(623)3945

平成29年度
先端ものづくり産業研究開発等
支援事業費補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内中小企業者が行う先端ものづくり産業に係る研究開発等を支援し、地域の仕事や雇用の拡大を図るため、「先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金」事業を実施します。

つきましては、平成 29 年度の事業計画について次のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）～平成 29 年 5 月 22 日（月） ※必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内に事業所を有する中小企業者が行う先端ものづくり産業(航空機、医療機器、次世代自動車)にかかる製品の高付加価値化に関する研究開発等を行う事業 ※「製品の高付加価値化に関する研究開発等」とは、新技術・新製品の開発、生産性の向上、品質・性能の向上に資する取組のほか、知事が特に必要と認めたものをいう。	
補助対象者	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業並びに従業員の数が300人以下の企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内容
	1 原材料及び副資材の購入に要する経費	研究開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	2 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 研究開発等に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。 なお、分析等機械装置とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいう。 イ 研究開発等に必要な機械装置の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。 ウ 研究開発等に必要な機械装置、又は分析等機械装置の借り上げに要する経費。 なお、借り上げとは、いわゆるレンタル・リースをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助期間中に要する経費(契約期間が補助事業期間を超える場合は、案分等の方式により算出する。)のみとする。 (2)「工具器具費」とは、次のものをいう。 ア 研究開発等に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費。 イ 工具・器具の試作、改良、据付け、修繕に要する経費。 ウ 工具・器具の借用に要する経費。
	3 外注加工に要する経費	研究開発等に必要な原材料等の再加工、設計等の外注(2)(1)イ及び(2)イを除く。)に要する経費 (補助対象経費総額の50%以内)

	経費区分	内 容					
補助対象 経 費	4 技術指導の受け入れに要する経費	研究開発等を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費 (補助対象経費総額の10%以内)					
	5 研究開発等に直接従事する者の人件費	研究開発等に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費 直接人件費=直接作業時間×時間給額 直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。 時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。 「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。 時間給額=(年間基本給+年間諸手当)÷年間所定労働時間 ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。ただし、第二厚生年金等通常の基金より上乘せする経費は除く。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。)及び賞与とし、時間外手当は除く。 (補助対象経費総額の20%以内)					
	6 知的財産権に係る出願等に要する経費	研究開発等に密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる知的財産権(特許権、実用新案権及び意匠権)の取得に要する弁理士の手続き代行費用、外国出願のための翻訳料及びその他関連経費 ただし、日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料、特許料等を除く。					
	7 1から6までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費					
補助金額	2,000万円以内	補助率	1/2以内	補助下限額	1,000万円	補助期間	当該年度内

3 事業日程 (予定)

平成29年4月17日(月)～5月22日(月)募集

6月上旬 審査(書類及びヒアリングによる審査)

6月中旬～下旬 採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始

10月 中間検査

平成30年2月末 事業終了

3月 実績報告書提出、完了検査、額の確定

4月 補助金支払

※ 補助金の支払は、事業終了後の精算払になります。

4 留意事項

- ▶ 単なる新規設備の導入等、研究開発要素のない事業計画は、補助事業の対象となりません。
- ▶ 1企業1申請までとさせていただきます。
- ▶ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

- 別の補助事業に申請中の場合、同じ研究開発等テーマであっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げていただくことになりますので、御了承ください。
※ただし、「ものづくり技術強化補助金」との併願申請はできません。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、研究開発等テーマは公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後、企業化状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 先端ものづくり産業研究開発等支援事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 技術指導受入計画書(交付要領様式第4)
※共同研究開発等者以外からの技術指導受入に伴う経費で、補助対象経費として希望する場合のみ提出してください。(他から技術指導を受ける場合)

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

○県ホームページ URL

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/h29sentanmonohojyo.html>

- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (6) 見積書等
※取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課まで持参又は郵送(5月22日(月)必着)してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(県庁本館 6F 北側)
TEL: 028 (623) 3249 / FAX: 028 (623) 3945